

第3章 音楽科における本制度の学習プログラムの作成

第1節 中学校第1学年における学習プログラム

第2章において、本制度⁽¹⁾の学習プログラムに関する様々な学習活動が明らかとなった。

本節は、これらの学習活動を踏まえて作成した中学校第1学年音楽科における学習プログラム（以下、本学習プログラム）の概要について示す。

第1項 本学習プログラムの提示

本学習プログラムは、次のとおりである。

⁽¹⁾ 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別記1 別記2 別紙」https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf

| 題材名 | 題材の目標 | 学習内容 | 学習指導要領の内容 (○…取り扱う内容, △…生徒の学習状況によって取り扱う内容) | | | | | | | | | | | | 取扱時間数 (45) | 用語や記号など | | | | | |
|---------------------------------|---|------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|---------|----|----|------------|---|---|
| | | | A表現 | | | | | | B鑑賞 | | | | | | 〔共通事項〕 | | | | | | |
| | | | 歌唱 | | | 器楽 | | | 創作 | | | 鑑賞 | | | ア及びイ | | | | | | |
| | | | ア | イ | ウ | ア | イ | ヲ | ア | イ | ウ | ア | イ | ウ | ア | テ | ク | ス | 強 | 弱 | |
| | | | (7) | (4) | (7) | (7) | (4) | (7) | (7) | (4) | (7) | (7) | (4) | (7) | (7) | リズム | 速度 | 旋律 | ア | ユ | ア |
| 我が国の知的財産権と音楽の関係を考えよう。 | ●生活や社会における音楽の意味や役割について、知的財産権の創成性を尊重する態度を身に付ける。 | 知的財産権 | —内容の取り扱い (1) 力 知的財産権 | | | | | | | | | | | | 音楽を形づくっている要素 | | | | C 違法精神、公徳心 | | |
| 日本の歌のよさや美しさを感じ取って、歌唱表現を工夫しよう。 | ●曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解するとともに、それらを生かした歌唱表現を創成工夫して歌う。 | 《浜辺の歌》 (共通教材) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| リコーダーの成り立ちや奏法を知り、音色の違いについて考えよう。 | ●リコーダーの音色や響きと奏法との関わりについて理解するとともに、それらを生かした器楽表現を創成工夫して演奏する。 | 任意の曲(1) (共通教材) | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 日本の音階を知り、それを生かして創作しよう。 | ●創作表現に關わる知識や技能を生かしながら、課題や条件に沿った音の選択や組み合わせなどの技能を身に付け、表したいイメージをもつて、創作表現を創意工夫すること。 | リコーダーの歴史と奏法 等の歴史と奏法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| 題材の評価規準 | | | |
|-------------------|---|---|--|
| 学習内容 | 知識・技能 | 思考・判断・表現 | 主体的に学習に取り組む態度 |
| 知的財産権 | [知] 音楽に関する知的財産権について理解している。 | | [態] 知的財産権に 관심をもち、音楽活動を楽しむための事前学習に取り組もうとしている。 |
| 『浜辺の歌』 (共通教材) | [知] 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解している。 [技] 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能を身に付け、歌唱で表している。 | | [思] リズム、旋律、強弱、形式を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考え、どのように歌うかについて思いや意図をもつている。 |
| 『赤とんぼ』 (共通教材) | | | [思] それぞれの曲にあつた音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考え、どのように歌い、演奏するかについて思いや意図をもつている。 |
| 任意の曲(1) | [知] 曲想と音楽の構造（や歌詞の内容）との関わりについて理解している。 | [思] それぞれの曲にあつた音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考え、どのように歌い、演奏するかについて思いや意図をもつている。 | [態] 曲想と音楽の構造（や歌詞の内容）との関わりに 관심をもち、音楽活動を楽しむながら主体的に歌唱及び器楽の学習活動に取り組もうとしている。 |
| 任意の曲(2) | [技] 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能を身に付け、表している。 | | |
| 任意の曲(3) (多重録音) | | | |
| リコーダーの歴史と奏法 | [知] リコーダーの音色や響きと奏法との関わりについて理解している。 [技] 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法などの技能を身に付け、器楽で表している。 | [思] リコーダーの音色や響きを知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考え、どのように演奏するかについて思いや意図をもつている。 | [態] リコーダーの音色や響きとの関わりに 관심をもち、音楽活動を楽しむながら主体的に器楽の学習に取り組もうとしている。 |
| 等の歴史と奏法 | [知] 等の音色や響きと奏法との関わり及び「平調子」と「琉球音階」の特徴とともに音素材の特徴及び音の重なり方などの構成上の特徴について理解している。 | [思] 旋律や奏法、それぞれの曲にあつた音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考え、どのように演奏し、音楽をつくるかについて思いや意図をもつている。 | [態] 我が国の伝統音楽に 관심をもち、音楽活動を楽しみながら主体的に創作及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。 |
| 平調子を用いた創作 | | | |
| 琉球音階を用いた創作 | [技] 創意工夫を生かした表現で旋律をつくるために必要な、「平調子」と「琉球音階」に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付け、創作で表している。 | | |

| 題材の評価標準 | | | |
|-------------------------------------|---|---|--|
| 学習内容 | 知識・技能 | 思考・判断・表現 | 主体的に学習に取り組む態度 |
| My Melody 音や音楽の果たす役割 | <p>【知】音のつながり方の特徴について、表したいイメージと関わらせて理解している。 【技】創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けて、創作で表している。</p> <p>【知】曲想と音楽の構造との関わりについて理解している。</p> | <p>【思】リズム、旋律を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように音楽をつくるかについて思いや意図をもっている。</p> <p>【思】身の回りのテーマを表すための音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えるとともに、音楽表現の共通性や固有性について考え、音楽のよさや美しさを味わって聴いている。</p> | <p>【態】音のつながり方の特徴に關心をもち、音楽活動を楽しんでいる。 【態】音の回りの環境音や自然音に關心をもち、音楽活動を楽しむながら、主として創作の学習活動に取り組もうとしている。</p> <p>【思】身の回りの環境音や自然音に關心をもち、音楽活動を楽しむながら、主として鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p> |
| 《魔王》 (シューベルト) | <p>【知】曲想と音楽の構造との関わり及び音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わりについて理解している。</p> | <p>【思】音色、旋律、テクスチャ、強弱を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えるとともに、曲や演奏に対する評価とその根拠について自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴いている。</p> | <p>【思】曲想と音楽の構造との関わりに關心をもち、音楽活動を楽しむながら、主として鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p> <p>【態】曲想と音楽の構造との関わりに關心をもち、音楽活動を楽しむながら、主として鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p> |
| 雅楽 《平調 越天楽》 《四季》 (ヴィヴァルディ) | <p>【知】雅楽の特徴とその背景となる文化や歴史との関わり及び《平調 越天楽》の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性について理解している。</p> | <p>【思】雅楽の特徴とその背景となる文化や歴史との関わり及び《四季》の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性について理解している。</p> | <p>【思】それぞれの曲にあつた音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えるとともに、曲や演奏に対する評価とその根拠、生活や社会における音楽の意味や役割について自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴いている。</p> <p>【思】それぞれの曲にあつた音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えるとともに、曲や演奏に対する評価とその根拠、音楽表現の共通性や固有性について自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴いている。</p> |

| 題材の評価規準 | | | |
|------------|---|---|--|
| 学習内容 | 知識・技能 | 思考・判断・表現 | 主体的に学習に取り組む態度 |
| アジアの諸民族の音樂 | <p>【知】声の音色や響き及び言葉の特性と日本の民謡との関わりについて理解している。</p> <p>【技】創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能を身に付け、歌唱で表している。</p> <p>【知】アジアの諸民族の音樂の特徴とその背景となる文化や歴史との関わり、その特徴から生まれる音樂の多様性について理解している。</p> <p>【知】日本の民謡の特徴とその背景となる文化や歴史との関わり、その特徴から生まれる音樂の多様性について理解している。</p> | <p>【思】日本の民謡の音色や旋律を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考え、どのように歌うかについて思いや意図をもつている。</p> <p>【思】それぞれの曲にあつた音樂を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考えるとともに、曲や演奏に対する評価とその振返りについて考えるとともに、生活や社会における音樂の意味や役割、音樂表現の共通性や個异性について自分なりに考え、音樂のよさや美しさを味わって聴いている。</p> | <p>【態】声の音色や響きに応じた発声との関わり、その特徴とその背景となる文化や歴史との関わりについて理解している。</p> <p>【態】伝統音樂及びアジア地域の諸民族の音樂の特徴と、その特徴の伝統音樂及びアジア地域の諸民族の音樂の特徴と、その特徴から生まれる音樂の多様性に関心をもち、音樂活動を楽ししみながら主観的に鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p> |
| 音楽の推薦文 | <p>【知】曲想と音樂の構造などとの関わり及び音樂の多様性について理解するとともに、それを限覚をもつて文章に表現できている。</p> | <p>【思】それぞの曲にあつた音樂を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの動きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考えるとともに、曲や演奏に対する評価とその振返りについて自分なりに考え、音樂のよさや美しさを味わって聴いている。</p> | <p>【態】自他の変声や、声の音色、響きに応じた発声との関わりに関心をもち、音樂活動を楽ししながら主観的に学習活動に取り組もうとしている。</p> |
| 変声期 | <p>【知】変声期における適切な声域と声量を理解している。</p> | | |
| 課題追求 詠譜 | <p>【知】音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音樂における動きと関わらせて理解している。</p> | <p>【思】音楽表現を創意工夫することや、音樂を自分なりに評価して理解している。</p> <p>【技】創意工夫を生かした音樂表現をするために必要な歌詞、器楽、創作の技能を身に付け、表現している。</p> | <p>【態】主観的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音樂活動の楽しさを体験することを通して、音樂文化に親しむとともに、音樂によって生活を明るく豊かなものにしようとしている。</p> <p>【態】音樂表現を再現するためには、音樂活動に取り組もうとしている。</p> |

ICT 等を活用した学習活動における課題一覧表（生徒用）

一〇〇中学校第1学年音楽科用（年間）課題（概要版）一

○事前指導（1時間）

| 領域分野 | 取扱時数 | 学習内容 | 学習方法 |
|------------|------|-----------------|--|
| その他 (1) | 1 | 知的財産権 (事前指導) | ・ICT等を活用した学習を行う上で必要な事項を学習し、事前指導時に配布される確認問題に合格する。 |

○概要版（計44時間）

| 領域分野 | 取扱時数 | 学習内容 | 学習方法 |
|------------|------|-------------------|---|
| 歌唱 (9) | 3 | 《浜辺の歌》 | ・楽曲について調べる。 ・楽曲を鑑賞・歌唱・録音する。 ・教員からのアドバイスを基に、歌唱を工夫し録音する。 |
| | 3 | 《赤とんぼ》 | ・楽曲について調べる。 ・楽曲を鑑賞・歌唱・録音する。 ・教員からのアドバイスを基に、歌唱を工夫し録音する。 |
| | 3 | 任意の曲（1） | ・楽曲について調べる。 ・楽曲を鑑賞・歌唱・録音する。 ・教員からのアドバイスを基に、歌唱を工夫し録音する。 |
| 器楽 (10) | 2 | リコーダーの歴史と奏法 | ・リコーダーの歴史と奏法について調べる。 ・4つの奏法を任意の楽曲で演奏・録音する。 ※ソプラノリコーダー、アルトリコーダーのどちらでも可。 |
| | 2 | 箏の歴史と奏法 | ・箏の歴史と演奏形態について調べる。 ・箏の奏法ごとに感じたことをまとめる。 |
| | 3 | 任意の曲（2） | ・楽曲について調べる。 ・楽曲を鑑賞・演奏・録音する。 ・教員からのアドバイスを基に、演奏を工夫し録音する。 ※楽器不問（リコーダー、鍵盤ハーモニカ、習い事の楽器等も可。） |
| | 3 | 任意の曲（3） (多重録音) | ・楽曲について調べる。 ・楽曲を鑑賞・演奏・録音する。 ・教員からのアドバイスを基に、演奏を工夫し録音する。 ※楽器不問（リコーダー、鍵盤ハーモニカ、習い事の楽器等も可。） |
| 創作 (9) | 3 | My Melody | ・「リズムゲーム」と「リズムチャレンジ」に取り組む。 ・「My Melody」に取り組む。 ・創作した楽曲を録音し、感想をまとめる。 |
| | 3 | 琉球音階を用いた創作 | ・琉球音階について調べる。 ・琉球音階を使って4小節程度の楽曲を創作する。 ・創作した楽曲を録音し、曲目紹介を作成する。 |
| | 3 | 平調子を用いた創作 | ・平調子と箏の奏法について調べる。 ・平調子を使って4小節程度の楽曲を五線譜で創作する。 ・創作した楽曲を縦譜（糸譜）に書きかえ、曲目紹介を作成する。 |

| 領域 分野 | 取扱 時数 | 学習内容 | 学習方法 |
|------------|----------|-------------------|--|
| 鑑賞 (11) | 1 | 音や音楽の果たす役割 | ・身の回りの音や音楽からテーマを決め、それを表現した楽曲を調べ、複数鑑賞し、そのテーマがどのように表現されているのか、また、そのテーマと自らの生活との関わりについて考える。 |
| | 1.5 | 《魔王》 (シューベルト) | ・複数の演奏を比較・鑑賞し、気になったことを調べる。 |
| | 1.5 | 雅楽 《平調 越天楽》 | ・複数の演奏を比較・鑑賞し、気になったことを調べる。 |
| | 2 | 《四季》 (ヴィヴァルディ) | ・2つの季節を選び鑑賞しながら何を表現しているのか考える。 ・鑑賞して気になったことを調べる。 |
| | 2 | アジアの諸民族の音楽 | ・2国以上の諸民族の音楽を鑑賞し、感じたことなどをまとめる。 ・鑑賞して気になったことを調べる。 |
| | 3 | 日本の民謡 | ・複数の民謡を比較・鑑賞する。 ・鑑賞して気になった事を調べる。 ・考えたことを実践しながら、ソーラン節を歌唱・録音する。 |
| その他 (5) | 1 | 音楽の推薦文 | ・好きな音楽を選び、その音楽について自由にまとめる。 |
| | 1 | 変声期 | ・変声期について調べ、歌う時の方法について考えまとめる。 |
| | 1 | 読譜 | ・音楽用語や読譜に関するプリント等に取り組む。 |
| | 2 | 課題追求 | ・音楽に関する事を自由に取り組み、成果を報告する。 |

～学習の流れ～

1. 興味のある課題（学習方法）を選んでください。（順番は問いません。）
2. 課題一覧表の詳細版を確認して、学習に取り組みましょう。
3. 学習方法にある「・」ごと、詳細版の枠ごとに課題を提出してください。（ただし、教員からのアドバイスが必要な学習は、アドバイスが届き、確認してから課題に取り組みましょう。）
 - ・提出用の学校メールアドレスは「○○○@○○○」です。
 - ・提出した課題は、必ず保存しておいてください。
4. 「・」ごとに「1単位時間分」または「1.5単位時間分」の学習として認めます。
(詳細版は「・」に当たる部分を枠で囲っています。)
(課題の状態によっては再提出があります。)
(5単位時間分をもって1日分の出席扱いとなります。)

～注意事項～

- ・調べ学習や鑑賞・録音で使用するパソコン等の機器は、学校で貸出可能な場合もあります。
- ・ほとんどの学習に、インターネット環境が必要になります。
(インターネット環境が整っていない場合は、別の方法で対応します。)
- ・課題一覧表に記載していない学習をしたい場合は、学校まで事前に相談してください。
(担当教員の許可があれば、その学習の時間も出席扱いとして認め、評価扱いもします。)
- ・その他、質問や困ったことがあれば、学校に相談してください。

第2項 本学習プログラムの概説

(ア) 中学校第1学年を対象とした理由

本学習プログラムにおいて中学校第1学年を対象とした理由は、いわゆる中1ギャップ⁽²⁾によって不登校生徒が同調査⁽³⁾上、明らかに増加していることに加え、中学校3年間で最も音楽科の標準授業時数が多いいため⁽⁴⁾、より年間を通して研究する必要性が高いと判断したためである。

期間を年間とした理由は、音楽科の授業時数が他教科に比べて少ないためである。例えば、中学校第1学年の国語科、数学科及び外国語科の標準授業時数は年間140単位時間に設定されている一方で、音楽科は年間45単位時間であることから、他教科における1学期分の計画に相当するといえる。また、本研究においては、教員の参考になることを目的の1つとしたため、限られた学期の参考となるものより、年間を通じて参考となるものが良いと判断し、年間の学習プログラムとした。

(イ) 在籍校の年間指導計画への対応

本制度の学習プログラムは、別紙において「在籍校の年間指導計画に準拠した形」⁽¹⁾と示されている。よって、本学習プログラムの作成にあたり、「在籍校の年間指導計画」に準ず

⁽²⁾ 中1ギャップについては、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター(2015)が『小中学校間の接続の問題全般に「便利に」用いられています』とし、増加率は「必ずしも急増とは言えません」と述べた。しかし、これは2002年12月に1,633名を対象に行った「中1不登校生徒調査」の結果であり、現時点においては状況が異なると考えられる。さらに、この調査においては小学校時の病気欠席等を含めるが、中学校の不登校以外の欠席等を含めていないことや、同調査のように全数調査ではないこと、4の都道府県単位で調査されたため地域差が生じていることも考慮する必要がある。そのため、中1ギャップが存在している可能性は否定できない。

⁽³⁾ e-Stat 政府統計の総合窓口「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00400304>

⁽⁴⁾ 第2章にも述べたとおり、中学校音楽科における標準授業時数は「学校教育法施行規則」別表第2(第73条関係)より、第1学年では45時間、第2学年及び第3学年は35時間と設定されている。

る資料を検討した。

年間指導計画の案に関しては、教科書会社や自治体、学校等で作成している場合があり、多種多様な年間指導計画の案が存在する。そのなかでも教科書会社の年間指導計画の案は、全国での使用を想定しており、より一般的だと考えられる。よって、現在、我が国における中学校音楽科の教科用図書（以下、教科書）を発行している会社のうち、東京書籍を除いた教育芸術社及び教育出版から、教科書占有率が高い教科書会社の年間指導計画案を使用することとした。

この中学校における教科書占有率については、「『教科書レポート』編集委員会」（2016）が、次のデータを示している（図13）⁽⁵⁾。



図13 2016年度用中学校音楽科発行者別占有率（合計冊数は千未満四捨五入）
（『教科書レポート』編集委員会⁽⁵⁾）

2016年度の中学校音楽科の教科書については、教育芸術社が75.6%であり、教育出版が24.4%であった。さらに器楽の教科書においては、教育芸術社が74.7%であり、教育出版が25.3%であった。そのため、2016年度用中学校音楽科教科書は、我が国の約4分の3にあたる生徒が教育芸術社の教科書を使用していることになる。

執筆時点においても、教育芸術社の教科書の方が教育出版より使用されていると考えら

⁽⁵⁾『教科書レポート』編集委員会 編（2016）『教科書レポート No.59 2016』日本出版労働組合連合会、p.71

れるため、本研究においては教育芸術社の「令和3年度用 中学校音楽年間学習指導計画作成資料（暫定版）」（以下、作成資料）⁽⁶⁾を「在籍校の年間指導計画」として位置づけ、この作成資料を基に本学習プログラムを作成した⁽⁷⁾。

（ウ）教科書の取扱い

前段に示した教育芸術社の作成資料⁽⁶⁾を基に本学習プログラムを作成するため、教科書についても教育芸術社をとりあげた。

また、2021年度には、学習指導要領の移行に伴い中学校の教科書が改訂されることから、本学習プログラムが教員の参考とならない可能性を考慮し、教育芸術社が示している「編修趣意書」⁽⁸⁾や「内容解説資料」⁽⁹⁾といった令和3年度用教科書に関する資料も踏まえて作成することとした。

なお、令和3年度用の教科書は、執筆時点では発行前であるため参照していない。執筆時以降に教科書の内容が変更される可能性もあるため、本学習プログラムを利用する際は、この内容が適切であるかを確認されたい。

（エ）学習指導要領との関わり

第2章第1節第2項（ウ）において、『中学校学習指導要領（平成29年告示）』（以下、学習指導要領）⁽¹⁰⁾に準拠すべきであると判断した。『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編』（以下、学習指導要領解説）は、年間指導計画に関して次のように示している。

⁽⁶⁾ 教育芸術社「令和3年度用 中学校音楽年間学習指導計画作成資料（暫定版）」<https://textbook.kyogei.co.jp/r3/download/instructionplan/>

⁽⁷⁾ 教育芸術社より改変許諾あり。

⁽⁸⁾ 教育芸術社「令和3年度 中学生の音楽・中学生の器楽 編修趣意書」<https://textbook.kyogei.co.jp/r3/資料ダウンロード/編修趣意書/>

⁽⁹⁾ 教育芸術社「令和3年度 中学校用教科書 中学生の音楽 中学生の器楽 内容解説資料」<https://textbook.kyogei.co.jp/r3/資料ダウンロード/内容解説資料/>

⁽¹⁰⁾ 文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成29年告示）』東山書房

中学校における指導は、生徒の多様な実態を踏まえ、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、生徒の興味・関心を引き出し、学習への意欲を喚起することが大切である。そのためには、歌唱や鑑賞の学習のみに偏ったり、歌唱の指導において合唱活動に偏ったり、鑑賞の指導において特定の曲種の学習に偏ったりすることのないように留意して、年間指導計画を作成しなければならない⁽¹¹⁾。

このため、本学習プログラムは、各領域や分野に偏った学習にならないよう配慮して作成した。また幅広い学習活動を設定し、不登校生徒の興味関心にあった学習を選択できる学習プログラムとすることは、学習意欲を引き出すためにも望ましいと考えられる。よって、歌唱・器楽・創作・鑑賞の4領域や分野においては約10単位時間を割り当てることとし、それ以外の時間をその他の領域とした。

(オ) 本学習プログラムの項目

本学習プログラムの項目は、作成資料⁽⁶⁾を参考にして次のとおり作成した(表13)。

表13 教育芸術社の作成資料と本学習プログラムにおける項目の比較

| 教育芸術社の作成資料の項目 | 本学習プログラムの項目 |
|--|---|
| ・題材名 | ・題材名 |
| ・題材の目標 | ・題材の目標 |
| ・教材名 | ・学習内容 |
| ・学習目標(教科書掲載) | |
| ・学習指導要領の内容 | ・学習指導要領の内容 |
| ・扱い時数の目安 | ・取扱時数 |
| ・道徳との関連(例) | ・道徳との関連 |
| ・題材の評価規準例(知識・技能、思考・判断・表現及び主体的に学習に取り組む態度) | ・題材の評価規準(知識・技能、思考・判断・表現及び主体的に学習に取り組む態度) |
| | ・課題一覧表 |

本学習プログラムにおいては、「教材名」を「学習内容」に、「扱い時数の目安」を「取扱時数」に変更した。「学習内容」については、教材を使用しない場合があり、学習の内容を

⁽¹¹⁾ 文部科学省(2018)『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』教育芸術社、p.95

簡潔にまとめたものが多いことからこのような名称を使用した。「取扱時数」については、第1章第2節第3項（キ）や第2章第1節第2項（イ）に述べたように、その学校における授業時数と同程度にすることが考えられるが、本研究においては標準授業時数に準じて設定し、計45単位時間とした。

また、「学習目標（教科書掲載）」については、教科書を使用しない学習もあり、教科書を使用する学習においても教科書に掲載された目標と異なる場合もあるため示さないことをとした。さらに、「課題一覧表」を追加して本制度を利用する不登校生徒への配布資料を本学習プログラムに取り入れた。

（カ）課題一覧表

本学習プログラムの特有な事項は、課題一覧表である。この課題一覧表は、筆者が独自に作成したものであるが、本制度を利用する不登校生徒が見通しをもって学習するために必要な資料となる。生徒は課題一覧表に示された課題から、興味関心のある事項を優先的に取り組めるため、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図る側面からも作成することが望ましいと判断した。

また、本制度の学習プログラムは、「計画的な学習プログラム」⁽¹⁾とされるため、ある程度事前に作成することが望ましいが、この課題一覧表は生徒によって大きく異なると考えられるため、本制度の利用が明らかとなってから作成すべきであろう。

課題一覧表の構成は、「事前指導」、「課題（概要版）」、「学習の流れ及び注意事項」、「課題（詳細版）」とし、本節第1項においては「事前指導」、「課題（概要版）」、「学習方法及び注意事項」を提示した。「事前指導」は、本章第5節第2項（ア）及び第4章第2節第2項において詳述する。「課題（概要版）」は、課題を概観する目次として作成した。実際にはより少ない課題一覧表となり、使用しない場合もあると想定される。また、「学習方法及び注意事項」は、事前指導時の配布資料等に記述する可能性が高いが、本学習プログラムの場合、

音楽科の学習プログラムのみを作成したため全体を把握する参考として掲載した。

実際の指導に必要となる本学習プログラムの課題一覧表は、次節以降に示す「課題（詳細版）」である。これについては、本章各節で解説する。

（キ）生徒観

本学習プログラムの作成にあたっては、次のような生徒を想定した（表 14）。

表 14 本学習プログラムにおける生徒観

| 項目 | 生徒の状況等 |
|------|---|
| 学習面 | 中学校の入学直後から長期欠席となったため、中学校音楽科の授業に出席したことはないが、小学校第 6 学年までは登校しており、小学校までの学習の遅れは存在しない。 |
| 情報面 | 基本的な検索システムの利用が可能であり、その他の家庭で使用するパソコンについても問題なく使用できる。 |
| 家庭環境 | インターネット環境が整っており、パソコン及び文書作成ソフトの使用が可能である。また、パソコンは録音機能を有している。 |

本学習プログラムは、学習の遅れが存在しないことを前提に作成したが、生徒の理解の程度によっては、中学校第 2 学年及び第 3 学年においても、本学習プログラムの学習内容がそのまま適用できる可能性もある。

学習プログラムの作成にあたっては、このような生徒観も踏まえるべきであろう。取り組む際には、個別に作成した学習プログラムが不登校生徒にとって適当であるかを適宜確認し、学習の理解の程度に合わせて柔軟に対応することが求められる。

（ク）本学習プログラムの作成にあたって

本学習プログラムは、学校の電子メールに課題を送信する方法を採用した。「著作権法」に対応するため、教員からの参考音源及び生徒の提出音源等については、YouTube の限定公開を利用し、その URL を学校の電子メール等を介してやりとりすることとした。

そのため、ICT 等を活用した学習活動において可能である郵送や FAX、家庭訪問時のプ

リント配布、第4章第3節第1項に詳述する民間事業者の利用を想定していない。実際には、このような方法を用いたり、対面指導時に歌唱及び器楽分野の技能テストを実施したりすることも考えられる。本学習プログラムは、あくまで参考例とし、生徒の実態及び学校の実態等に即して実施されたい。

また、第2章に述べた内容のうち、音楽配信サービスなど参考音源のリンク等については、本学習プログラムの詳細版に示さないものとした。その一方で、「参考ウェブサイト」は、ウェブサイトごとに内容が異なり、本学習プログラムの説明上必要となるため掲載した。

その他、基本的に1単位時間または1.5単位時間ごとに提出物を設けた。これにより、出席点の換算も可能となり、ICT等を活用した学習活動による出席扱い及びその成果を評価に反映することが、より学校現場と同程度に扱われるであろう。

さらに、学習プログラムは、不登校生徒の家庭環境により学習内容が大きく変更される可能性がある。そのため、本学習プログラムは、経済的な理由などによって本制度を利用できない場合を考慮し、できるかぎり無償で取り組める学習活動を目指して作成した。

（ヶ）本学習プログラムの取扱いについて

本学習プログラムを参考にする場合、筆者は全ての責任を負わない。最新の「著作権法」やSARTRASの示す「著作権法第35条運用指針」⁽¹²⁾等を確認し、「著作権法」違反とならないよう十分に留意されたい。

⁽¹²⁾ 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（2020）「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>

第2節 歌唱及び器楽分野

歌唱及び器楽分野については、第2章から「歌詞の音読」、「歌唱法」、「リズム打ち」、「演奏の録音」、「音源に合わせた演奏」、「任意の曲の演奏」といった特有な学習活動が挙げられた。本節においては、これらの学習活動を取り入れながら、歌唱及び器楽分野を対象とした本学習プログラムについて説明する。

第1項 本学習プログラムの提示

本学習プログラムのうち、歌唱及び器楽分野における課題一覧表の「課題（概要版）」と「課題（詳細版）」は次のとおりである。

| 領域分野 | 取扱時数 | 学習内容 | 学習方法 |
|--------|------|-------------------|---|
| 歌唱(9) | 3 | 《浜辺の歌》 | <ul style="list-style-type: none">・楽曲について調べる。・楽曲を鑑賞・歌唱・録音する。・教員からのアドバイスを基に、歌唱を工夫し録音する。 |
| | 3 | 《赤とんぼ》 | <ul style="list-style-type: none">・楽曲について調べる。・楽曲を鑑賞・歌唱・録音する。・教員からのアドバイスを基に、歌唱を工夫し録音する。 |
| | 3 | 任意の曲（1） | <ul style="list-style-type: none">・楽曲について調べる。・楽曲を鑑賞・歌唱・録音する。・教員からのアドバイスを基に、歌唱を工夫し録音する。 |
| 器楽(10) | 2 | リコーダーの歴史と奏法 | <ul style="list-style-type: none">・リコーダーの歴史と奏法について調べる。・4つの奏法を任意の楽曲で演奏・録音する。 <p>※ソプラノリコーダー、アルトリコーダーのどちらでも可。</p> |
| | 2 | 箏の歴史と奏法 | <ul style="list-style-type: none">・箏の歴史と演奏形態について調べる。・箏の奏法ごとに感じたことをまとめる。 |
| | 3 | 任意の曲（2） | <ul style="list-style-type: none">・楽曲について調べる。・楽曲を鑑賞・演奏・録音する。・教員からのアドバイスを基に、演奏を工夫し録音する。 <p>※楽器不問（リコーダー、鍵盤ハーモニカ、習い事の楽器等も可。）</p> |
| | 3 | 任意の曲（3） (多重録音) | <ul style="list-style-type: none">・楽曲について調べる。・楽曲を鑑賞・演奏・録音する。・教員からのアドバイスを基に、演奏を工夫し録音する。 <p>※楽器不問（リコーダー、鍵盤ハーモニカ、習い事の楽器等も可。）</p> |

| 学習内容 | 《浜辺の歌》 | 音楽教科書 p.24-27 | 領域 分野 | 歌唱 | 取扱 時数 | 3 |
|------|---|------------------|----------|----|----------|---|
| | ①《浜辺の歌》について、調べたことをまとめなさい。 ・歌詞の意味やピアノ伴奏に関して、感じたこと等も記述すること。 ・A4用紙1枚程度とする。 | | | | | |
| | ①《浜辺の歌》を複数鑑賞して、その感想と歌う時に注意したいことをまとめなさい。 ・演奏者や音源の出典を明記すること。 ・A4用紙半分程度とする。 ②《浜辺の歌》が歌えるようになったら、下記のURLにある伴奏音源を聴きながら、2回通して録音しながら歌い、うまくできたと思う演奏の録音をYouTubeに限定公開しなさい。 ・URLは（教員が演奏し録音した伴奏音源のURL） ・「①の提出物」と「②の限定公開のURL」を電子メール等によって学校に伝えること。 | | | | | |
| | ①これまでの学習を振り返り、《浜辺の歌》をどのように歌いたいかまとめなさい。 ・教員のアドバイスが返信されてから学習に取り組むこと。 ②3回以上録音しながら歌い、1回歌い終わるごとに録音を聴いて良かった点、改善すべき点を記述しなさい。 ・①と②を合わせてA4用紙1枚程度とする。 ③3回以上の録音から、最も良いと思った録音をYouTubeに限定公開しなさい。 | | | | | |

| 学習内容 | 《赤とんぼ》 | 音楽教科書 p.28-29 | 領域 分野 | 歌唱 | 取扱 時数 | 3 |
|------|---|------------------|----------|----|----------|---|
| | ①《赤とんぼ》について、調べたことをまとめなさい。 ・歌詞の意味や強弱記号に関して、感じたこと等も記述すること。 ・A4用紙1枚程度とする。 | | | | | |
| | ①《赤とんぼ》を複数鑑賞して、その感想と歌う時に注意したいことをまとめなさい。 ・演奏者や音源の出典を明記すること。 ・A4用紙半分程度とする。 ②《赤とんぼ》が歌えるようになったら、下記のURLにある伴奏音源を聴きながら、2回通して録音しながら歌い、うまくできたと思う演奏の録音をYouTubeに限定公開しなさい。 ・URLは（教員が演奏し録音した伴奏音源のURL） ・「①の提出物」と「②の限定公開のURL」を学校メールに提出すること。 | | | | | |
| | ①これまでの学習を振り返り、《赤とんぼ》をどのように歌いたいかまとめなさい。 ・教員のアドバイスが返信されてから学習に取り組むこと。 ②3回以上録音しながら歌い、1回歌い終わるごとに録音を聴いて良かった点、改善すべき点を記述しなさい。 | | | | | |

| | | | | |
|------|----------------|----------|----|----------|
| 学習内容 | 任意の曲（1） | 領域 分野 | 歌唱 | 取扱 時数 |
|------|----------------|----------|----|----------|

・①と②を合わせて A4 用紙 1 枚程度とする。
③ 5 回以上の録音から、最も良いと思った録音を YouTube に限定公開しなさい。

| | | | | |
|---|----------------|----------|----|----------|
| 学習内容 | 任意の曲（1） | 領域 分野 | 歌唱 | 取扱 時数 |
| ①任意の歌曲を選び、調べたことをまとめなさい。 ・ジャンルは問わない（クラシック音楽、ポピュラー音楽、伝統音楽など）。 ・曲の特徴について調べたり、曲を聴いて感じたりしたこと等も記述すること。 ・A4 用紙 1 枚程度とする。 | | | | |
| ①任意の曲について、歌う時に注意したいことを簡潔にまとめなさい。 ・A4 用紙半分程度とする。 | | | | |
| ②音程を覚えるまで練習しなさい。 ③通して録音し、うまくできたと思う録音を YouTube に限定公開しなさい。 ・「①の提出物」と「③の限定公開の URL」を学校メールに提出すること。 | | | | |
| ①これまでの学習を振り返り、どのように歌いたいかを記述しなさい。 ・教員のアドバイスが返信されてから学習に取り組むこと。 ②3回以上録音しながら歌い、1回歌い終わるごとに録音を聴いて良かった点、改善すべき点を記述しなさい。 ・①と②を合わせて A4 用紙 1 枚程度とする。 ③3回以上の録音から、最も良いと思った録音を YouTube に限定公開しなさい。 | | | | |

| | | | | | |
|---|--------------------|------------------|----------|----|----------|
| 学習内容 | リコーダーの歴史と奏法 | 器楽教科書 p.16-31 | 領域 分野 | 器楽 | 取扱 時数 |
| ①リコーダーの歴史について、調べたことをまとめなさい。 ②リコーダーの奏法における「スタッカート奏法」、「ノンレガート奏法」、「ポルタート奏法」、「レガート奏法」の違いについて調べ、どう感じたかをまとめなさい。 ・①と②を合わせて A4 用紙 1 枚程度とする。 | | | | | |
| ①前回の②で調べた、リコーダーの 4 つの奏法を教科書掲載の任意の曲で練習し、4 つの奏法ごとに音源を録音して、YouTube に限定公開しなさい。 ・アルトリコーダーまたは、ソプラノリコーダーで録音すること。 ・任意の曲は、簡単な曲で構いません。 | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|----------------|------------------|----------|----|----------|
| 学習内容 | 箏の歴史と奏法 | 器楽教科書 p.40-49 | 領域 分野 | 器楽 | 取扱 時数 |
| ①箏の歴史について、調べたことをまとめなさい。 ②箏の演奏形態について、調べたことをまとめなさい。 ・①と②を合わせて A4 用紙 1 枚程度とする。 | | | | | |
| | | | | | |

| |
|---|
| <p>①「参考ウェブサイト」を確認し、箏の奏法ごとに、感じたことをまとめなさい。</p> <p>②「参考ウェブサイト」にある《六段の調べ》を聴いて、どの奏法が使用されているのか、奏法を取り入れたことによって、どんな雰囲気になっているかを考えまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①と②を合わせて A4 用紙 1 枚程度とする。 <p>※「参考ウェブサイト」…文化デジタルライブラリー「楽器図鑑 箏（こと）」 (https://www2.ntj.jac.go.jp/dplib/contents/learn/edc6/edc_new/html/101_koto.html)</p> |
|---|

| 学習内容 | 任意の曲（2） | 領域分野 | 器楽 | 取扱時数 |
|------|---|------|----|------|
| | <p>①任意の器楽曲を選び、調べたことをまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジャンルは問わない（クラシック音楽、ポピュラー音楽、伝統音楽など）。 ・楽器は問わない（リコーダーや鍵盤ハーモニカ、習いごとの楽器等でも可）。 ・曲の特徴について調べたり、曲を聴いて感じたりしたこと等も記述すること。 ・A4 用紙 1 枚程度とする。 | | | 3 |
| | <p>①任意の曲について、演奏時に注意したいことを簡潔にまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4 用紙半分程度とする。 <p>②音程を覚えるまで練習しなさい。</p> <p>③通して録音し、うまくできたと思う録音を YouTube に限定公開しなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「①の提出物」と「③の限定公開の URL」を学校メールに提出すること。 | | | |
| | <p>①これまでの学習を振り返り、どのように歌いたいかを記述しなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員のアドバイスが返信されてから学習に取り組むこと。 <p>②3回以上録音しながら歌い、1回演奏し終わるごとに録音を聴いて良かった点、改善すべき点を記述しなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①と②を合わせて A4 用紙 1 枚程度とする。 <p>③3回以上の録音から、最も良いと思った録音を YouTube に限定公開しなさい。</p> | | | |

| 学習内容 | 任意の曲（3）（多重録音） | 領域分野 | 器楽 | 取扱時数 |
|------|---|------|----|------|
| | <p>①任意の器楽曲を選び、調べたことをまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジャンルは問わない（クラシック音楽、ポピュラー音楽、伝統音楽など）。 ・楽器は問わない（リコーダーや鍵盤ハーモニカ、習いごとの楽器等でも可）。 ・曲の特徴について調べたり、曲を聴いて感じたりしたこと等も記述すること。 ・A4 用紙 1 枚程度とする。 | | | 3 |
| | <p>①任意の曲について、演奏時に注意したいことを簡潔にまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4 用紙半分程度とする。 <p>②2つ以上のパートをそれぞれ覚えるまで練習しなさい。</p> <p>③通して録音し、2つ以上のパートを多重録音形式で YouTube に限定公開しなさい。</p> | | | |

- ・「①の提出物」と「③の限定公開の URL」を学校メールに提出すること。
- ・多重録音の方法については指定しない。
- ・多重録音の方法が分からぬ場合は、学校まで連絡すること。

①これまでの学習を振り返り、どのように歌いたいかを記述しなさい。

- ・教員のアドバイスが返信されてから学習に取り組むこと。

②3回以上録音しながら歌い、1回歌い終わるごとに録音を聴いて良かった点、改善すべき点を記述しなさい。

- ・①と②を合わせてA4用紙1枚程度とする。

③3回以上の録音から、最も良いと思った録音をYouTubeに限定公開しなさい。

第2項 本学習プログラムの解説

(ア) 《浜辺の歌》及び《赤とんぼ》

《浜辺の歌》と《赤とんぼ》をとりあげた理由は、教育芸術社の令和3年度用教科書『中学生の音楽1』(以下、音楽教科書)に掲載される予定であること以外に、①学習指導要領に共通教材として定められていること、②著作権が切れており「著作権法」上の問題が生じないこと、③鑑賞の際に利用可能な音源が多数存在すること、④混声合唱のように1人で学習できない教材ではないことが挙げられる。

①については、学習指導要領音楽科第3の2 (2) ア (ウ)において定められた共通教材に関して、各学年1曲以上を含める必要にも対応した⁽¹³⁾。

②に関しては、2018年度の「著作権法」改正により著作権保護期間が50年から70年に変更されたことに留意すべきであろう。例えば、《赤とんぼ》の場合、作詞者の三木露風は1964年に亡くなり、作曲者の山田耕筰は1965年に亡くなっている。そのため、現行の「著作権法」から考えると著作権保護期間が70年であるため、2036年からパブリックドメインになると考えられるが、山田耕筰の没後50年が経過した2016年には著作権の保護期間が終了しパブリックドメインとなっている。1967年以前に死亡した著作権者の著作物は、2018年度の「著作権法」改正以前に著作権の保護が切れており、一度保護が切れた著作物を復活

⁽¹³⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.105

させることはないため、没後 70 年以内であるがパブリックドメインとなるためである⁽¹⁴⁾。

また、『浜辺の歌』に関しても作詞者の林古溪は 1947 年に亡くなり、作曲者の成田為三は 1945 年に亡くなっているため、著作権は消滅している。

③については、複数の鑑賞が可能となることによって、教員の音源作成の負担が軽減できると考えられる。伴奏音源については、教員による作成が必要となるが、模範演奏の音源等を作成する必要がないことは、教員の負担軽減に大きく役割を果たすであろう。また、生徒に課す提出方法を教員が実際に使用し体験しておくことで、「事前指導」などのアドバイスとしても参考になると考えられる。

④に関しては、次段（イ）に述べる「任意の曲」の方法によって、歌唱分野における同声合唱による多重録音も考えられるが、混声合唱は声域上ほとんど困難であり、どの教材が混声合唱であるかが不明であるため除外した。また、現在は音声合成ソフトなどを活用した学習方法も考えられるが、そのソフト等の利用に関する学習時間の確保が長時間におよび、またその多くが金銭的負担を必要とするため、本学習プログラムにおいては採用しないこととした。

また、2 単位時間目の録音をもとに教員が生徒に歌唱のアドバイスを与えてから、3 単位時間目の学習に取り組むこととした。教員は生徒が提出した YouTube の URL から音源等を再生でき、それによりアドバイスを与えることも可能であろう。これにより、技能を高められる可能性があるため、技能についても評価が可能となる。

（イ）任意の曲

任意の曲については、歌唱分野において 3 単位時間分、器楽分野においては多重録音も含め 6 単位時間分をあてた。この任意の曲は、歌唱及び器楽分野における技能を重視した内容

⁽¹⁴⁾ 文化庁「著作物等の保護期間の延長に関する Q&A」https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/1411890.html

であり、生徒が自由に選曲することで音楽に親しむ態度を養い、学習意欲の向上を図ることを目的として実施すべきであると判断した。

学習方法は、1 単位時間目に選曲した楽曲の調べ学習を行い、2 単位時間目に鑑賞・練習・録音を実施し、3 単位時間目は 2 単位時間目の録音から教員が改善点を与え、それに基づいて歌唱及び器楽表現を創意工夫して演奏することとした。

実際の指導にあたっては、任意の曲の場合、読譜力によって大きく学習内容や学習意欲が変化すると考えられる。歌唱分野の場合は、模唱によって対応できる可能性も想定できるが、器楽分野の場合は、教員による範奏動画を付したとしても、演奏が困難である場合も考えられる。そのため、「その他」の領域に「読譜」の学習を取り入れた。生徒によっては、「読譜」の学習が修了してから任意の曲に取り組むように指示を与える場合も考えられる。

また、多重録音に関しては、学習指導要領音楽科第 2〔第 1 学年〕2A (1) ウ (イ) 及び 2A (2) ウ (イ) に示されている「他者と合わせて」⁽¹⁵⁾ という部分に近い学習として、他声部の関わりを考えるきっかけとすることを目的として取り入れた。

(ウ) リコーダーの歴史と奏法

リコーダーに関しては、年間指導計画として位置づけた作成資料⁽⁶⁾に、リコーダーの学習がとりあげられており、これに対応するため本学習プログラムに取り入れた。

1 単位時間目は、リコーダーの歴史と奏法について調べ学習を行うこととし、2 単位時間目は、リコーダーの 4 つの奏法によって教科書に掲載されている楽曲を演奏し、比較することとした。

リコーダーの奏法における「スタッカート奏法」、「ノンレガート奏法」、「ポルタート奏法」、「レガート奏法」については、教育芸術社の令和 3 年度用教科書『中学生の器楽』(以

⁽¹⁵⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.100

下、器楽教科書)の21頁に掲載するとみられる(図14) ⁽¹⁶⁾。



アーティキュレーション
リードの音の切り方やつなぎ方のことを「アーティキュレーション」と呼びます。これは音間にさまざまな表情を付けるための大切な方法です。曲譜を読み取り、それぞれの音にふさわしいアーティキュレーションを工夫することによって、より豊かに音楽を表現することができます。

●下に示した4つの奏法で吹き、それらの違いを感じ取りよう。

①スッカート奏法

②ノンレガート奏法

③ボルタート奏法

④レガート奏法

●次の箇所、上の①～④のアーティキュレーションで吹きなさい。

さんぽ道

アルトリコーダー A

吹いてみよう① 左手薬指の力を抜いて軽やかに動かそう。

アルトリコーダー A

アニーローリー

アルトリコーダー A

LESSON 3 [サミング]
④両手の薬指やサヨリを用いて音を出す方法を工夫しよう

サミング
「サミング」とは、右の写真のようにサム・ホール(指孔)にわずかな隙間をつくる運指のこと。音色を豊かにする際に用います。

運指 (P.M.)

サミング(写真) D. ●

図14 リコーダーの4つの奏法(教育芸術社 ⁽¹⁶⁾)

また、生徒の技能の程度をあらかじめ把握している場合は、他のリコーダーに関連する教科書の頁を詳細に指定すべきであり、より個人に適した課題を設定することが望ましい。

(エ) 箏の歴史と奏法

箏に関しては、教育芸術社の作成資料 ⁽⁶⁾に箏の学習が含まれており、他学年において学習しない可能性があるため本学習プログラムに取り入れた。

1単位時間目は、箏の歴史と演奏形態について調べ学習を行うこととした。箏は我が国に古くから存在し、雅楽などの祭祀に関わる楽器である一方で、現在は和楽器バンドなどのポピュラー音楽としても演奏される楽器である。その多様性について考えるとともに、音楽文化に親しみをもてるようになることが重要であると考えられる。

⁽¹⁶⁾教育芸術社「編修趣意書(学習指導要領との対照表) 中学生の器楽」p.1, <https://textbook.kyogei.co.jp/r3/dldocument/752Editinstructionbook.pdf>

2 単位時間目は、第2章第2節第2項（イ）に示した「子供の学び応援サイト」の「教師向け詳細版（中学校 音楽）（令和2年5月7日版）」⁽¹⁷⁾においてもとりあげられている文化デジタルライブラリーの「楽器図鑑 箏（こと）」⁽¹⁸⁾を活用した学習を行うこととした。

箏の場合は、リコーダーと異なり楽器の貸与も困難であると考えられるため、箏に触れず学習すると想定される。姿勢や体の使い方、奏法の違いを体験できないため、学校における授業との相違点を理解したうえで、より適切な学習方法を模索すべきであろう。

例えば、深見・小梨（2019）は箏アプリの「iKoto HD」を例に挙げ、次のように述べた。

タブレットの画面の中だけのものですので、本物の楽器が持つ独特な音色や響き、感触を味わうことはできませんが、雰囲気や簡単な奏法を知るといった「疑似体験」の用途に用いることができます⁽¹⁹⁾。

箏だけにとどまらず、様々な楽器の疑似体験ができるアプリケーションが存在しており、これらをICT等を活用した学習活動に導入可能であれば、この方法も模索すべきであろう。ただし、本学習プログラムは、無償で取り組める学習活動を目指したため取り入れないこととした。

（オ）採用しなかった学習方法

本学習プログラムにおいて、第2章に示したものの採用しなかった歌唱及び器楽分野における学習方法は、「リズム打ち」である。

「リズム打ち」は、任意の楽曲の際に必要であれば、学習することも考えられるが、基本的に生徒の認知している楽曲を演奏することが多いと考えられるため、その必要性が低いと判断した。

⁽¹⁷⁾ 文部科学省（2020）「子供の学び応援サイト 教師向け詳細版（中学校 音楽）（令和2年5月7日版）」https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kyoiku02-000005345_14.pdf

⁽¹⁸⁾ 文化デジタルライブラリー「楽器図鑑 箏（こと）」https://www2.ntj.jac.go.jp/dplib/contents/learn/edc6/edc_new/html/101_koto.html

⁽¹⁹⁾ 深見友紀子・小梨貴弘（2019）『[音楽指導ブック]音楽科教育とICT』音楽之友社、p.42

器楽分野においては取り入れないこととしたが、次節に述べる創作分野の「My Melody」において、「リズム打ち」の学習活動を取り入れている。さらに、必要があればその他の領域の「読譜」の学習内容に取り入れることで対応できると考えられる。

第3節 創作分野

創作分野については、第2章から「歌詞や旋律の作成」、「ソフトウェアの利用」、「リズム創作」といった特有な学習活動が挙げられた。本節においては、創作分野を対象とした本学習プログラムについて説明する。

第1項 本学習プログラムの提示

本学習プログラムのうち、創作分野における課題一覧表の「課題（概要版）」と「課題（詳細版）」は次のとおりである。

| 領域分野 | 取扱時数 | 学習内容 | 学習方法 |
|-----------|------|------------|---|
| 創作 (9) | 3 | My Melody | <ul style="list-style-type: none">・「リズムゲーム」と「リズムチャレンジ」に取り組む。・「My Melody」に取り組む。・創作した楽曲を録音し、感想をまとめる。 |
| | 3 | 琉球音階を用いた創作 | <ul style="list-style-type: none">・琉球音階について調べる。・琉球音階を使って4小節程度の楽曲を創作する。・創作した楽曲を録音し、曲目紹介を作成する。 |
| | 3 | 平調子を用いた創作 | <ul style="list-style-type: none">・平調子と箏の奏法について調べる。・平調子を使って4小節程度の楽曲を五線譜で創作する。・創作した楽曲を縦譜（糸譜）に書きかえ、曲目紹介を作成する。 |

| 学習内容 | My Melody | 音楽教科書 p.16-17, 21-23 | 領域分野 | 創作 | 取扱時数 | 3 |
|--|-----------|-------------------------|------|----|------|---|
| ①音楽教科書の16頁「リズムゲーム」と17頁の「リズムチャレンジ」に取り組み、4小節のリズムを創作しなさい。 ・記入した音楽教科書の16頁と17頁をスキャン（もしくは画像撮影）し、それを提出すること。 | My Melody | 音楽教科書 p.16-17, 21-23 | | | | 4 |
| ①音楽教科書の21頁から23頁の「My Melody」に取り組み、4小節の音楽を創作しなさい。 ・なお、教科書掲載の課題⑤と⑥は、取り組まないでよい。 ・記入した音楽教科書23頁をスキャン（もしくは画像撮影）し、それを提出すること。 | My Melody | 音楽教科書 p.16-17, 21-23 | | | | 3 |
| ①「My Melody」で創作した4小節の音楽を、鍵盤ハーモニカやリコーダー等で演奏・録音し、その感想をまとめなさい。 ・録音した音声ファイルを提出すること。 ・A4用紙半分程度とする。 | My Melody | 音楽教科書 p.16-17, 21-23 | | | | 3 |

| 学習内容 | 琉球音階を用いた創作 | 領域分野 | 創作 | 取扱時数 | 3 |
|---|------------|------|----|------|---|
| ①琉球音楽の成り立ちと、琉球音階の特徴などについて調べまとめなさい。 ・A4用紙1枚程度とする。 ※「参考ウェブサイト」…文化デジタルライブラリー『「琉球音階」を体験する』(https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc8/nattoku/nippon/kihon/ryukyu.html) | | | | | |
| ①琉球音階を用いて、4小節程度のメロディーを五線譜で創作しなさい。 ・4分の4拍子とすること。 ・鍵盤ハーモニカを使用するなどして、実際の音を確かめながら創作すること。 | | | | | |
| ①曲目紹介を作成しなさい。 ・A4用紙半分程度とする。 ②創作した楽曲を練習し録音しなさい。 ・どのようなことに意識して創作したのかをまとめること。 | | | | | |

| 学習内容 | 平調子を用いた創作 | 器楽教科書 p.49 | 領域分野 | 創作 | 取扱時数 | 3 |
|--|-----------|---------------|------|----|------|---|
| ①平調子（一=壱越）の音階についてまとめなさい。 ②箏の奏法を確認し、どのような記譜法になるのかをまとめなさい。 ・①と②を合わせてA4用紙1枚程度とする。 | | | | | | |
| ①平調子（一=壱越）を用いて、4小節程度の楽曲を五線譜で創作しなさい。 ・4分の4拍子とすること。 ・箏の奏法は、3回以上使用すること。 ・鍵盤ハーモニカを使用するなどして、実際の音を確かめながら創作すること。 | | | | | | |
| ①完成した4小節程度の楽曲を、縦譜（糸譜）に書きかえなさい。 ②曲目紹介を作成しなさい。 ・どのようなことに意識して創作したのかをまとめること。 ・A4用紙半分程度とする。 | | | | | | |

第2項 本学習プログラムの解説

(ア) My Melody

この学習活動は、基本的に教科書に沿って創作の基礎を学習するため、創作分野の最初にこの学習に取り組みたい。

また、音楽教科書の16頁に掲載予定の「リズムゲーム」に関しては、4×4マスの表から

一列選び、それを書き写してリズム打ちを行う。17 頁に掲載予定の「リズムアンサンブル」は、個別学習であるため省略し、同頁の「リズムチャレンジ」については、リズムゲームにおいて選択したリズムを 2 小節利用し、新たに 2 小節のリズムを創作する（図 15）⁽²⁰⁾。

図 15 「リズムゲーム」「リズムアンサンブル」「リズムチャレンジ」（教育芸術社⁽²⁰⁾）

さらに、音楽教科書の 21 頁から 23 頁に掲載予定の「My Melody」に関しては、21 頁にある「音のつながり方の特徴」を確認し、22 頁及び 23 頁の課題に取り組むこととした。ただし、⑤の「中間発表をして、つくった旋律について意見交換をしましょう」と、⑥の「意見交換したことを参考に旋律を完成させて、もう一度発表しましょう」は困難であると考えられるため、演奏の録音を追加して提出することとした（図 16）⁽²¹⁾。

⁽²⁰⁾ 教育芸術社「編修趣意書（教育基本法との対照表） 中学生の音楽 1」p.3, <https://textbook.kyogei.co.jp/r3/dldocument/702Editinstructionbook.pdf>

⁽²¹⁾ 教育芸術社 前掲注⁽⁹⁾, p.24-25

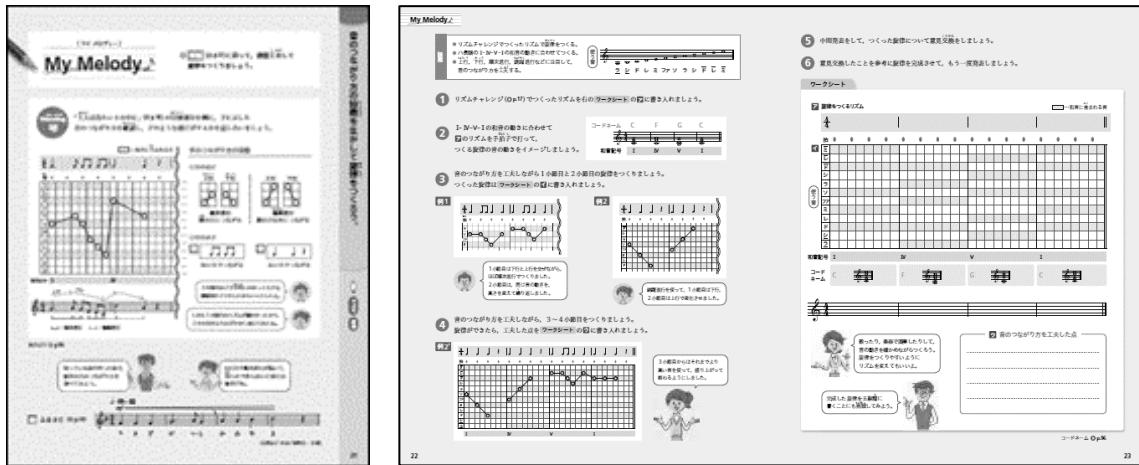


図 16 「My Melody」(教育芸術社⁽²¹⁾)

(イ) 琉球音階を用いた創作

「琉球音階を用いた創作」は、次段で述べる「平調子を用いた創作」の比較対象として本学習プログラムに取り入れた。平調子は都節音階と呼ばれる五音音階であるが、琉球音階も五音音階の一種である。この2つの音階は3音が同一であり、残りの2音の違いによる曲想の変化を理解できるように配慮して指示したい。

また、琉球音階は「参考ウェブサイト」に掲載した文化デジタルライブラリーの『琉球音階』を体験する』に、「小泉文夫(こいづみふみお)氏[1927-1983]の音階理論によるもの」⁽²²⁾とある。これに関しては、おそらく小泉(1958)の『日本傳統音楽の研究1〈民謡研究の方法と音階の基本構造〉』⁽²³⁾によるものだと考えられるが、小泉が提唱した琉球音階と異なる音階も存在するため⁽²⁴⁾、小泉が提唱した琉球音階以外を利用した創作についても、生徒の調べ学習が深まっている場合が想定されるため適切に評価する必要がある。

⁽²²⁾ 文化デジタルライブラリー『琉球音階』を体験する』<https://www2.ntj.jac.go.jp/dplib/contents/learn/edc8/nattoku/nippon/kihon/ryukyu.html>

⁽²³⁾ 小泉文夫(1958)『日本傳統音楽の研究1〈民謡研究の方法と音階の基本構造〉』音楽之友社、p.248

⁽²⁴⁾ 金城(1990)は「琉球音階再考」の中で、この小泉の説以外にも「山内盛彬説」、「金井喜久子説」、「柿木吾郎、小林幸男説」などを示している。

他には、鑑賞領域の「日本の民謡」についても琉球音楽を扱う可能性があり、我が国や郷土の伝統音楽に偏っているとも考えられるが、学習指導要領音楽科第3の2 (2) ア (イ) に示された「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」⁽²⁵⁾ の1つとして捉えた。

(ウ) 平調子を用いた創作

「平調子を用いた創作」は、器楽分野における「箏の歴史と奏法」の学習を修了した後に学習することを想定している。箏の様々な奏法を生かして創作をすることは、創作表現の創意工夫につながり、技能を身に付ける学習として適切だと考えられる。

内容解説資料は「箏による創作を一新しました」⁽²⁶⁾ とし、箏による創作活動が教科書に掲載される予定であることから、本学習プログラムにおいても取り入れることが望ましいと判断した。詳しい内容に関しては、教科書の内容が明らかではないため、本学習プログラムにおいて独自に作成した。

2単位時間目は平調子を用いて、箏の奏法を3回以上使用し、4小節程度の楽曲を五線譜で創作することとした。縦譜(糸譜)と呼ばれる箏をはじめとする和楽器に用いられる楽譜を利用した創作も可能であるが、実音の把握が難しいため先に五線譜で創作し、3単位時間目に縦譜(糸譜)に書きかえることとした。さらに、曲目紹介の作成を課題に挙げ、生徒がその音楽に対して何を意図して創作したのかを明らかにすることとした。

実際の指導に関しては、生徒の学習の理解の程度に照らし適切である場合、本項(ア)と同じく、教科書を主軸とした課題を設けることが望ましい。また、無記入の五線譜や縦譜(糸譜)を用意し、生徒が利用できるようにしておくべきであろう。また、前節第2項(エ)の「箏の歴史と奏法」にも取り上げた「iKoto HD」などの箏のアプリケーションが利用可能

⁽²⁵⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.105

⁽²⁶⁾ 教育芸術社 前掲注⁽⁹⁾, p.35

であれば、それをいかして課題を設定すべきであろう。

（エ）採用しなかった学習方法

「歌詞の作成」は、中学校第3学年の実施内容であり、「ソフトウェアの利用」は、生徒への金銭的負担や環境整備の課題があるため、本学習プログラムにおいては、取り入れないこととした。

第4節 鑑賞領域

鑑賞領域については、第2章から「鑑賞」、「鑑賞方法」といった特有な学習活動が挙げられた。しかし、これらの項目は、実際に鑑賞領域の学習をする場合に必要となる方法であるため、特段に意識して使用しないこととした。本節においては、この鑑賞領域を対象とした本学習プログラムについて説明する。

第1項 本学習プログラムの提示

本学習プログラムのうち、鑑賞領域における課題一覧表の「課題（概要版）」と「課題（詳細版）」は次のとおりである。

| 領域分野 | 取扱時数 | 学習内容 | 学習方法 |
|------------|------|-------------------|---|
| 鑑賞 (11) | 1 | 音や音楽の果たす役割 | <ul style="list-style-type: none">身の回りの音や音楽からテーマを決め、それを表現した楽曲を調べ、複数鑑賞し、そのテーマがどのように表現されているのか、また、そのテーマと自らの生活との関わりについて考える。 |
| | 1.5 | 《魔王》 (シューベルト) | <ul style="list-style-type: none">複数の演奏を比較・鑑賞し、気になったことを調べる。 |
| | 1.5 | 雅楽 《平調 越天楽》 | <ul style="list-style-type: none">複数の演奏を比較・鑑賞し、気になったことを調べる。 |
| | 2 | 《四季》 (ヴィヴァルディ) | <ul style="list-style-type: none">2つの季節を選び鑑賞しながら何を表現しているのか考える。鑑賞して気になったことを調べる。 |
| | 2 | アジアの諸民族の音楽 | <ul style="list-style-type: none">2国以上の諸民族の音楽を鑑賞し、感じたことなどをまとめる。鑑賞して気になったことを調べる。 |
| | 3 | 日本の民謡 | <ul style="list-style-type: none">複数の民謡を比較・鑑賞する。鑑賞して気になった事を調べる。考えたことを実践しながら、ソーラン節を歌唱・録音する。 |

| 学習内容 | 音や音楽の果たす役割 | 音楽教科書 p.66 | 領域分野 | 鑑賞 | 取扱時数 | 1 |
|------|---|---------------|------|----|------|---|
| | <p>①身の回りの音や音楽から興味のあるテーマを決めなさい（鐘の音、雨の音など）。</p> <p>②①で決めたテーマを基に、そのテーマに関する楽曲を調べ、2~3曲程度鑑賞しなさい。</p> <p>③鑑賞した楽曲が、そのテーマをどのように表現しているか、また、その身の回りの音や音楽があることによって、自分の生活とどう関わっているかを考え、まとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none">・A4用紙1枚程度とする。・音源の出典を明らかにすること。 | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---------------------|------------------|----------|----|----------|-----|
| 学習内容 | 《魔王》(シューベルト) | 音楽教科書 p.48-51 | 領域 分野 | 鑑賞 | 取扱 時数 | 1.5 |
| <p>①シューベルトの《魔王》を3者以上鑑賞しながら、それぞれの演奏者による違いや、気付いたことについてまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音源の出典を明らかにすること。 <p>②演奏を聴いて、興味を持ったことを自由に調べまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①と②を合わせてA4用紙1枚程度とする。 | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|-------------------|------------------|----------|----|----------|-----|
| 学習内容 | 雅楽《平調 越天楽》 | 音楽教科書 p.52-55 | 領域 分野 | 鑑賞 | 取扱 時数 | 1.5 |
| <p>①雅楽《平調 越天楽》を3者以上鑑賞しながら、それぞれの演奏者による違いや、気付いたことについてまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音源の出典を明らかにすること。 <p>②演奏を聴いて、興味を持ったことを自由に調べまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①と②を合わせてA4用紙1枚程度とする。 <p>※「参考ウェブサイト」…文化デジタルライブラリー「雅楽」 (https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc22/index.html)</p> | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|----------------------|------------------|----------|----|----------|---|
| 学習内容 | 《四季》(ヴィヴァルディ) | 音楽教科書 p.44-47 | 領域 分野 | 鑑賞 | 取扱 時数 | 2 |
| <p>①ヴィヴァルディの《四季》の「春」「夏」「秋」「冬」のうち、2つの季節を選び、鑑賞しながら、曲の部分ごとに何を表しているのか考え、感じたことをまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音源の出典を明らかにすること。 ・「○分○秒～○分○秒は、○○を表しているように聴こえた」など、分かりやすくまとめる。 ・A4用紙1枚程度とする。 <p>②ヴィヴァルディの《四季》を鑑賞して、興味を持ったことを調べまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4用紙1枚程度とする。 | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|-------------------|------------------|----------|----|----------|---|
| 学習内容 | アジアの諸民族の音楽 | 音楽教科書 p.64-67 | 領域 分野 | 鑑賞 | 取扱 時数 | 2 |
| <p>①日本以外のアジアの諸民族の音楽について、2国以上の諸民族の音楽を鑑賞し、それを感じたことや考えたことなどをまとめなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音源の出典を明らかにすること。 ・A4用紙1枚程度とする。 <p>※「参考ウェブサイト」…教育芸術社「音楽しらべ隊 世界の音楽」 (https://www.kyogei.co.jp/shirabe/sekai/)</p> | | | | | | |

①鑑賞した音楽の中から、興味を持ったことを調べまとめなさい。
 ・A4用紙1枚程度とする。

| 学習内容 | 日本民謡 | 音楽教科書 p.58-63 | 領域 分野 | 鑑賞 | 取扱 時数 | 3 |
|--|------|------------------|----------|----|----------|---|
| ①日本の民謡について、《ソーラン節》と「その他2曲」の計3曲を、教科書62頁から自由に選んで鑑賞し、それぞれ感じたことや考えたことなどをまとめなさい。 ・音源の出典を明らかにすること。 ・A4用紙1枚程度とする。 ※「参考ウェブサイト」…教育芸術社「音楽しらべ隊 郷土の音楽」 (https://www.kyogei.co.jp/shirabe/kyoudo/kyoudo_idx.html) | | | | | | |
| ①鑑賞した音楽のなかから、興味を持ったことを調べまとめなさい。 ・A4用紙1枚程度とする。 | | | | | | |
| ①民謡の発声の仕方に注目して、教科書に示されている《ソーラン節》を練習、録音してYouTubeに限定公開しなさい。 ②録音した際に、民謡の発声について考えたことや気を付けたことについてまとめなさい。 ・②はA4用紙半分程度とする。 | | | | | | |

第2項 本学習プログラムの解説

(ア) 音や音楽の果たす役割

この学習活動は、内容解説資料⁽⁹⁾において『「鐘の音」や「サウンドロゴ」といった身の回りの音や音楽が、生活の中で果たす役割を考えます』⁽²⁷⁾とされる。教科書の具体的な内容が不明であるが本学習プログラムにおいては、生徒が決めた身の回りの音や音楽をテーマとして位置づけ、これを複数鑑賞することによって、その音や音楽の果たす役割について考察することとした。

また、この学習活動は、身の回りにある自然音や環境音が、音楽としてどのように表現されているかを知ることにつながる。自然音や環境音については、学習指導要領音楽科第3の2 (1) ア⁽²⁸⁾に関連する内容であるためこの学習活動を取り入れることとした。

⁽²⁷⁾ 教育芸術社 前掲注⁽⁹⁾, p.10

⁽²⁸⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.104

（イ）《魔王》（シューベルト）及び雅楽《平調 越天楽》

シューベルト作曲の《魔王》及び雅楽の《平調 越天楽》については、両曲とも教科書に掲載予定の楽曲であるため、各 1.5 単位時間をあてて取り入れた。

単一の演奏者ではなく、複数の演奏者を鑑賞することで、音楽表現の多面性について理解できるとともに、比較をするため演奏に集中できる可能性がある。さらに、生徒が個別に気になったことをまとめ、音楽の特徴とその背景となる文化や歴史及び他の芸術との関わりについて思考する機会を設けた。

また、《平調 越天楽》については、文化デジタルライブラリーの「雅楽」⁽²⁹⁾が参考となると考えられるため、この URL を掲載することとした。

さらに、教科書にもよるが、第 2 章に示した「鑑賞方法」（楽譜を見ながら鑑賞する方法）も考えられる。《魔王》については、そのピアノ伴奏に着目することも可能であり、《平調 越天楽》の場合は、「間」の理解の手助けになる可能性がある。実際の指導にあたっては、これらのことについても考慮しながら課題の指示を工夫する必要がある。

（ウ）《四季》（ヴィヴァルディ）

音楽教科書においては、ヴィヴァルディの《四季》の「春」を掲載するとみられる。しかし、それ以外の「夏」、「秋」、「冬」についても、標題音楽のなかでも理解しやすく、一般にも広く知られている楽曲といえよう。よって、これらの楽曲を全曲鑑賞することは長時間におよぶため難しいと考えられるが、2 曲程度であればとりあげることができ、その季節の違いを感じ取ることが望ましいと考えられる。

学校の授業とは異なり、50 分ごとなどの時間的制約が少ない学習活動であるため、このような比較的演奏時間の長い楽曲についても学習可能となるのが、ICT 等を活用した学習活動の特質ともいえる。

⁽²⁹⁾ 文化デジタルライブラリー「雅楽」<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc22/index.html>

(エ) アジアの諸民族の音楽

「アジア地域の諸民族の音楽」は、学習指導要領音楽科第2〔第1学年〕2B(1)イ(ウ)のみに示されている中学校第1学年の特有事項である⁽³⁰⁾。そのため、ICT等を活用した学習活動においても、「アジア地域の諸民族の音楽」を取り入れる必要がある。

教科書の内容が把握できないため、国や音楽を指定しないこととしたが、2国以上の音楽を鑑賞し、感じたことをまとめ、さらにそれに関する調べ学習を課した。

また、教科書に掲載された音楽以外にも興味を高められるよう、教育芸術社の「音楽しらべ隊 世界の音楽」⁽³¹⁾のURLを掲載し、調べ学習の参考とした。

(オ) 日本の民謡

「日本の民謡」に関しては、学習指導要領音楽科第3の2(8)アにおいて「我が国や郷土の伝統音楽」⁽³²⁾と示されているため、本学習プログラムに取り入れた。

また、他の鑑賞領域の学習とは異なり、教育芸術社の作成資料⁽⁶⁾にも示されている《ソーラン節》の歌唱に取り組むこととした。学習指導要領音楽科第2〔第1学年〕2A(1)イ(イ)「声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり」⁽³³⁾に関わる学習であり、学習する必要性が高いと考えられる。我が国の民謡を聴き発声の特徴を捉えた後に、実際に歌い試してみると、学習の理解が深まり音楽文化に親しみやすくなると考えられる。

その他、「アジアの諸民族の音楽」と異なり、音楽教科書の62頁に「郷土に伝わる民謡を調べよう[全国の民謡の例]」が掲載される予定であり⁽³⁴⁾、このなかから気になった民謡を

(30) 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.101

(31) 教育芸術社「音楽しらべ隊 世界の音楽」<https://www.kyogei.co.jp/shirabe/sekai/>

(32) 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.106

(33) 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.100

(34) 教育芸術社「編修趣意書(学習指導要領との対照表) 中学生の音楽1」p.2, <https://textbook.kyogei.co.jp/r3/dldocument/702Editinstructionbook.pdf>

詳細に調べるため、「音楽しらべ隊 郷土の音楽」⁽³⁵⁾ の URL を掲載した。

⁽³⁵⁾ 教育芸術社「音楽しらべ隊 郷土の音楽」https://www.kyogei.co.jp/shirabe/kyoudo/kyoudo_idx.html

第5節 その他の領域

本章第2節から第4節においては、学習指導要領の各領域や分野に適した本学習プログラムを示した。本節は、これらの領域や分野に区分することが難しい学習内容や複合的な要素となる学習内容を「その他」の領域として位置づけ、それを取り入れた本学習プログラムについて説明する。

第1項 本学習プログラムの提示

本学習プログラムのうち、事前課題を含む他の領域における課題一覧表の「課題（概要版）」と「課題（詳細版）」は次のとおりである。

| 領域分野 | 取扱時数 | 学習内容 | 学習方法 |
|------------|------|-----------------|--|
| その他 (6) | 1 | 知的財産権 (事前指導) | ・ICT等を活用した学習を行う上で必要な事項を学習し、事前指導時に配布される確認問題に合格する。 |
| | 1 | 音楽の推薦文 | ・好きな音楽を選び、その音楽について自由にまとめめる。 |
| | 1 | 変声期 | ・変声期について調べ、歌う時の方法について考えまとめる。 |
| | 1 | 読譜 | ・音楽用語や読譜に関するプリント等に取り組む。 |
| | 2 | 課題追求 | ・音楽に関することを自由に取り組み、成果を報告する。 |

| 学習内容 | 領域分野 | その他 | 取扱時数 |
|--------------------|------|-----|------|
| 知的財産権（事前指導） | | | |

①ICT等を活用した学習活動を実施するにあたって、必要な事項を学習する。

- ・音楽科以外の教科と合同で行う。
- ・日程については、ICT等を活用する生徒とその保護者、教員が相談のうえで決定する。

②事前指導時に配布される確認問題を解き、合格となったらICTを活用した学習活動の利用を認める。

| 学習内容 | 音楽教科書 p.93 | 領域分野 | その他 | 取扱時数 |
|---------------|---------------|------|-----|------|
| 音楽の推薦文 | | | | |

①好きな楽曲を選び、その楽曲について自由にまとめなさい。

- ・A4用紙1枚程度とする。
- ・ジャンルは問わない（クラシック音楽、ポピュラー音楽、伝統音楽など）。
- ・作曲者及び作詞者等や、参考にした音源の出典を明記すること。
- ・その音楽の好きな部分について、音楽用語等を使用して根拠を述べること。

| | | | | | |
|--|------------|----------|-----|----------|---|
| 学習内容 | 変声期 | 領域 分野 | その他 | 取扱 時数 | 1 |
| ①変声期について、その概要をまとめ、変声期の時に歌うためにはどのような工夫が考えられるかをまとめなさい。 • A4用紙1枚程度とする。 | | | | | |

| | | | | | |
|--|-----------|----------|-----|----------|---|
| 学習内容 | 読譜 | 領域 分野 | その他 | 取扱 時数 | 1 |
| ①音楽用語等について、教科書や副教材を参考に調べまとめなさい。 ②別紙の読譜プリント等に取り組み提出しなさい。 | | | | | |

| | | | | | |
|--|-------------|----------|-----|----------|---|
| 学習内容 | 課題追求 | 領域 分野 | その他 | 取扱 時数 | 2 |
| ①音楽に関連する課題を、自ら設定してそれに取り組みなさい。 • 各領域や分野は問わない（歌唱・器楽・創作・鑑賞等）。 • 提出した課題の質などによって、1～2単位時間を認める。 • 2単位時間を上限とする。 | | | | | |

第2項 本学習プログラムの解説

（ア）知的財産権（事前指導）

「知的財産権」に関する学習は、第2章第2節第1項に示した「著作権法」にも関連のある学習内容である。また、第4章第2節第2項に述べる本制度の事前指導に係る学習であるため、ICTを活用する以前にこの学習を実施する必要がある。

音楽科における知的財産権の学習を行う際は、次のような事項及び方法によって取り組むことが考えられる（表15）。

表 15 ICT 等を活用した学習活動の知的財産権に関する学習内容及び学習方法

| | |
|------|--|
| 学習事項 | ①音源等に関する事項 ②楽譜等に関する事項 |
| 学習方法 | <p>1. 対面指導（学校） 2. 対面指導（自宅） 3. 電子メールやプリント配布等による指導（自宅）</p> <p>※以上の 1. 2. 3. においては、いずれも課題を設け、課題が一定程度の点数を取得できた場合、ICT を活用した学習活動を行うことを認める。</p> <p>※対面指導については、他教科と合同で行うことが予想されるため、対面指導者は、必ずしも音楽科教員である必要はない。</p> |

①の音源等に関しては、生徒が録音する場合と鑑賞する場合を想定した指導が必要だと思われる。

録音する場合は、歌唱や器楽の演奏が考えられるが、「著作権法」上の問題が存在するため、電子メールでの提出は不可能である。そのため、第 2 章第 2 節第 1 項（イ）にとりあげた YouTube などの著作権の包括契約を締結している動画投稿サイト等を利用するように指導する必要がある。これに関しては、限定公開の方法やそのリンクを学校に連絡する方法の指導が求められる。動画投稿サイト等の利用に関する学習活動は、動画投稿サイト等によつて利用方法が異なるため省略する。

鑑賞する場合は、違法アップロード等の音源を利用しないことが求められる。また、音源等の URL のリンクは可能であるが、埋め込み型のリンクは違法となる可能性が高いため、このような利用をしないよう、確認しておく必要がある。違法だと知りながらダウンロードすることは、刑罰の対象となる可能性が高いため、その知識に関しても身に付けさせる必要がある。

②の楽譜等に関しては、レポート等に楽譜等をそのままコピーし貼付すること（転載）は基本的に違法である。また、必要な部分のみを引用する際には、引用の慣行に従うなどすればそれ自体は問題ないが、楽譜の全部を掲載する場合は、その楽譜自体が鑑賞物としてみなされる場合があるなど、様々な問題が絡みやすい。パブリックドメインの楽曲においても、転載する際に用いる楽譜集等に、編者や校訂者が存在する場合は、その部分に関しても注意

する必要がある。これらの注意事項を中学校第1学年の生徒に網羅的に指導することは困難であると考えられるため、基本的には生徒が創作した楽譜以外を添付して提出をしないよう事前に指導することが求められる。

また、本章第2節第2項（ア）においても述べたとおり、著作権の保護期間に関する指導も必要であろう。

学習方法に関しては、様々な方法が考えられるため、学校と不登校生徒及びその保護者と調整をして事前指導を行う必要がある。例えば、事前指導を学校で行う場合や家庭訪問時の対面指導として実施する場合、資料を配布する場合などが考えられる。これらの方法は、いずれも確認テスト等を行うなどして、一定の基準を満たした生徒から学習プログラムの利用を認めるべきであると考えられる。

（イ）音楽の推薦文

「音楽の推薦文」は、第2章に示した学習活動である。また、音楽の推薦文は学習指導要領音楽科第3の2（8）イに対応する学習内容であり、評価や根拠を明確にして言葉で説明する学習に対応する⁽³⁶⁾。

教育芸術社の作成資料⁽⁶⁾においては、「曲のよさをプレゼンしよう」⁽³⁷⁾という教材名で年間指導計画がたてられている。しかし、本学習プログラムは、プレゼンテーションによる発表は取り扱わないとため、第2章にならい「音楽の推薦文」という名称を使用した。

また、内容解説資料⁽⁹⁾においては、教科書のなかから選曲することとしたが、本学習プログラムは、教科書に掲載された音楽に限定せず、生徒の興味がある音楽を自由に選択できるようにした。これによって、生徒の学習意欲を高め、その音楽の推薦文を読んだ教員からのコメントによっては、自己肯定感を高めることにもつながると考えられる。

⁽³⁶⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.106

⁽³⁷⁾ 教育芸術社 前掲注⁽⁹⁾, p.27

（ウ）変声期

「変声期」は、学習指導要領音楽科第3の2（2）イにおいて示されているため、本学習プログラムに取り入れた⁽³⁸⁾。また変声期は、学習指導要領解説において「特に男子においてその変化が著しく、思うように声が出なかったり、声を出そうとして苦しくなったりすることがある」⁽³⁹⁾とされている。これは、不登校生徒の場合も同様であり、これに配慮すべきである。

不登校生徒が変声期である場合も想定されるため、「知的財産権」の事前指導時に変声期について学習する必要性が高いと教員が判断すれば、歌唱分野の事前学習として位置づける場合も考えられる。また、変声は女子も経験する現象であるため、変声期に関する知識を身に付けることが重要である。

（エ）読譜

「読譜」は、本章第2節第2項（イ）に述べたとおり、器楽分野の「任意の曲」の際に重要な学習となる。さらに、学習指導要領音楽科第3の2（5）においても求められている学習であるため、これを取り入れた⁽⁴⁰⁾。

学習方法には、教科書や副教材、プリントの活用を挙げているが、これは各学校によって使用教材が異なるうえに、生徒の個人差が大きい部分であると考えられるため、本研究においては、詳述しないこととした。

（オ）課題追求

「課題追求」は、第2章第1節第2項（エ）においても触れたが、不登校生徒自らが興味や関心のある事項を課題として追求する学習である。この内容としては「作曲や描画、読書、

⁽³⁸⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.105

⁽³⁹⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹¹⁾, p.109

⁽⁴⁰⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.105

スポーツ、インターネットを使った学習等自己課題を自由に追求する」⁽⁴¹⁾とされている。

本研究においては、①音楽科としての課題を追求する場合（教科型）と、②総合的な学習の時間として教科横断的に課題を追求する場合（総合型）を分けて考察する（表 16）。

表 16 本研究における ICT 等を活用した学習活動の課題追求の種類

| タイプ | 教科型 | 総合型 |
|-------|-----------|---------------------|
| 出席扱い | 音楽科 | 総合的な学習の時間 |
| 評価方法 | 音楽科の観点別評価 | 総合的な学習の時間の文章記述による評価 |
| 指導評価者 | 音楽科教員 | 基本的に学級担任 |

教科型は、音楽科としてその時間数を確保し、不登校生徒が興味関心のある音楽に関する課題を自ら設定し取り組む場合である。音楽科として課題を追求することとなるため、音楽科の授業の出席扱い及びその成果を評価に反映する対象として学習プログラムを作成する。また、その指導は音楽科であるため、音楽科教員が行うことを前提とする。

総合型は、音楽以外の様々な課題から、不登校生徒が興味関心のあることに対して取り組む場合である。総合的な学習の時間に相当する学習活動であり、その総合的な学習の時間としての出席扱い及びその成果を評価に反映する対象として、学習プログラムの時間数を設定しておくこととなる。指導に関しては、学級担任が指導することが一般的であるが、音楽科の内容に近い領域の課題であれば、音楽の専門的知識を有する音楽科教員が、学級担任の補助を行うチームティーチングも十分に考えられる。

本研究は、音楽科における学習プログラムの作成を目的としているため、教科型に相当する課題追求のみを 2 単位時間分取り扱うこととした。ただし、生徒が提出した課題によっては、次段で示す「他教科との連携」を要する場合も考えられる。その場合は、他教科における課題追求の時間数にも取り入れるのか、評価をどのように行うのかについて、臨機応変に他教科教員と連携をとることが求められる。

⁽⁴¹⁾ 岐阜県多治見市及び同県大垣市の構造改革特別区域計画における記載より。

（力）音楽科と他教科との連携

前段において、課題追求における他教科との連携について説明した。これに関しては、『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編』の「付録 6：現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容についての参考資料」⁽⁴²⁾において、教科等横断的な内容が示されており、他教科との連携がまとまっている。音楽科においては、「伝統や文化に関する教育」や「知的財産に関する教育」、「郷土や地域に関する教育」が教科等横断的内容として示されているが、この内容にとどまらず、次のような内容との関わりもあると考えられる（表 17）。

表 17 音楽科と他教科との連携の内容

| 科目名 | 内容 |
|-------|---|
| 国語科 | <ul style="list-style-type: none">・作詞者に関する内容・詩歌に関する内容・歌詞の方言に関する内容（郷土や地域に関する教育とも関連） |
| 社会科 | <ul style="list-style-type: none">・音楽史に関する内容（伝統や文化に関する教育とも関連）・作曲家や作詞者等の人物史に関する内容・民族音楽と歴史・地理に関する内容 |
| 数学科 | <ul style="list-style-type: none">・拍子や拍、音律に関する内容 |
| 理科 | <ul style="list-style-type: none">・音の世界に関する内容・身近な自然観察と季節に関する内容 |
| 美術科 | <ul style="list-style-type: none">・絵画から発想を得た音楽等に関する内容・音楽を聴いて絵画等で表す内容 |
| 保健体育科 | <ul style="list-style-type: none">・変声期に関する内容・ボール運動と指揮に関する内容・ダンスに関する内容 |
| 技術家庭科 | <ul style="list-style-type: none">・ICT やソフトウェアの利用に関する内容（知的財産に関する教育とも関連） |
| 外国語科 | <ul style="list-style-type: none">・外国の文化に関する内容・外国語の歌曲に関する内容 |

これらの全ての内容に対して、音楽科教員と他教科教員が連携する必要はないが、このよ

⁽⁴²⁾ 文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編』東山書房、p.200-245

うな学習が他教科で行われていることを参考に、学習プログラムを作成することが重要であるといえよう。ICT 等を活用した学習活動における総合的な学習の時間の場合は、不登校生徒が課題だと感じたことを課題に設定すべきだと考えるため、これらの内容が、学級担任にとどまらず、複数の教科担任にわたって指導される可能性を踏まえておく必要がある。

各教科との連携を想定した前段（オ）の総合型については、十分に連携しながら準備し、それぞれの教科における重要な事項を対等にとりあげて指導することが求められる。

（キ）採用しなかった学習方法

「指揮」は、学習指導要領音楽科第3の2（1）ウの「体を動かす活動」⁽⁴³⁾にあたるが、これは他者と共有、共感する際に実施する活動であるため、自宅で行う個別学習での必要性は低いと判断し、本学習プログラムにおいてはとりあげないこととした。学習指導要領解説においても、「指揮をするための基本的な技能は必要となるが、指揮法の専門的な技術を習得するような活動にならないよう留意しなければならない」⁽⁴⁴⁾とあることから、指揮の技能を高める学習を学習プログラムに取り入れることは難しいと考えられる。

また、指揮の場合は必然的に生徒の顔が映ることになる。動画投稿サイトの限定公開とはいえ、学校に撮影した URL を送信するため、音楽科教員以外もその動画を閲覧できる可能性がある。「教育機会確保法」の衆参両院の付帯決議においては、肖像権の問題やプライバシーの保護に関して、次のように示している。

本法第三章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること⁽⁴⁵⁾。

⁽⁴³⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹⁰⁾, p.104

⁽⁴⁴⁾ 文部科学省 前掲注⁽¹¹⁾, p.101

⁽⁴⁵⁾ 2016年12月22日に文部科学省が発出した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」の別添4及び別添5より。

そのため、ICT 等を活用した学習活動における情報の共有として、個人のプライバシーの保護に配慮する必要がある。これに対応するには、事前指導時に不登校生徒及びその保護者等に対して、プライバシーに係る同意書を作成しておき、不登校生徒にとって安心できる環境を整えておくことが必要となろう。同意書等が得られた場合は、指揮のみならず、歌唱及び器楽分野における演奏時の録画等も同意が得られることとなるため、不登校生徒の学習の成果を適切に評価するためにも、このような同意を得ることが望ましいと考えられる。

その他、教員個人の電子メールによって対応する場合は、公私混同となる観点から、できるだけ避けるべきであろう。これに関しては、国立教育政策研究所（2006）が「不登校支援のための IT 活用ガイド（IT を活用した不登校対策についての調査研究）」⁽⁴⁶⁾をまとめおり、これを参考にしながら電子メールのやりとりすることが望ましい。ただし、10 年以上前の手引であるため、現状にあった方法に適宜修正する必要があると思われる。

⁽⁴⁶⁾ 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター（2006）「不登校支援のための IT 活用ガイド（IT を活用した不登校対策についての調査研究）」<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/seito/itguide.pdf>

参考文献

<文献>

- ・『教科書レポート』編集委員会 編 (2016)『教科書レポート No.59 2016』日本出版労働組合連合会
- ・小泉文夫 (1958)『日本傳統音楽の研究 1 〈民謡研究の方法と音階の基本構造〉』音楽之友社
- ・国立教育政策研究所教育課程研究センター (2020)『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【中学校 音楽】』東洋館出版社
- ・斎藤忠彦, 菅裕 編著 (2019)『新版 中学校・高等学校教員養成課程 音楽科指導法』教育芸術社
- ・中等科音楽教育研究会 編 (2020)『改訂版 最新 中等科音楽教育法 2017/18 年告示「中学校・高等学校学習指導要領」準拠 中学校・高等学校教員養成課程用』音楽之友社
- ・深見友紀子, 小梨貴弘 (2019)『[音楽指導ブック]音楽科教育と ICT』音楽之友社
- ・文部科学省 (2018)『中学校学習指導要領(平成 29 年告示)』東山書房
- ・文部科学省 (2018)『中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 音楽編』教育芸術社
- ・文部科学省 (2018)『中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 総則編』東山書房

<論文>

- ・金城厚 (1990)「琉球音階再考」『東洋音楽研究』55, p.91-118
- ・金城満, 杉尾幸司 (2016)「郷土の伝統文化を活用したデジタル教材の開発—琉球音階による音楽制作(DTM)の実践—」『デジタル教科書研究』3, p.41-57
- ・滝充 (2009)『「中1不登校調査」再考—エビデンスに基づく未然防止策の提案—』『国立教育政策研究所紀要』138, p.157-167
- ・中村仁志, 太田友子, 丹佳子, 福田奈未 2016)「「中1ギャップ」における問題と背景: 小学校から中学校への接続における生徒の困り感について」『山口県立大学学術情報』9, p.87-92
- ・山神清和 (2012)「音楽教育研究におけるルールとは (2) 音楽教育と著作権」『音楽教育学』42 (2), p.37-43

<ウェブページ> (以下の最終閲覧日は、脚注と同様、全て 2020 年 12 月 10 日である。)

- ・e-Stat 政府統計の総合窓口「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00400304>
- ・教育芸術社「音楽しらべ隊」<https://www.kyogei.co.jp/shirabe/>
- ・教育芸術社「令和 3 年度用中学校音楽 年間学習指導計画作成資料 (暫定版)」<http://textbook.kyogei.co.jp/r3/download/instructionplan/>

- ・教育芸術社「令和3年度 中学生の音楽・中学生の器楽 教科書掲載曲一覧」https://textbook.kyogei.co.jp/r3/wp-content/uploads/2020/05/r3jh_songlist.pdf
- ・教育芸術社「令和3年度 中学校用教科書 中学生の音楽 中学生の器楽 内容解説資料」<https://textbook.kyogei.co.jp/r3/資料ダウンロード/内容解説資料/>
- ・教育芸術社「令和3年度 中学生の音楽・中学生の器楽 編修趣意書」<https://textbook.kyogei.co.jp/r3/資料ダウンロード/編修趣意書/>
- ・教育出版「中学校音楽 平成28年度版 年間学習指導計画・評価計画資料（音楽・器楽）」<https://www.kyoiku-shuppan.co.jp/textbook/chuu/ongaku/document/ducu1/28-1.html>
- ・国立教育政策研究所 生徒指導研究センター（2003）「中1不登校生徒調査（中間報告）〔平成14年12月実施分〕－不登校の未然防止に取り組むために－」<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/futoukou.pdf>
- ・国立教育政策研究所 生徒指導研究センター（2005）『中1不登校の未然防止に取り組むために－平成13-15年度「中1不登校生徒調査」から－』<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/1panf.pdf>
- ・国立教育政策研究所 生徒指導研究センター（2006）「不登校支援のためのIT活用ガイド（ITを活用した不登校対策についての調査研究）」<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/seito/itguide.pdf>
- ・国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 編（2012）「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A」<https://www.nier.go.jp/shido/fqa/FutoukouQ&A.pdf>
- ・国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 編（2015）『生徒指導リーフ「中1ギャップ」の真実 Leaf.15』<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf15.pdf>
- ・札幌市「臨時休業中の学習課題」http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shido/2020sapporo_kkogakusyuusapo-to.html
- ・首相官邸（2003）「構造改革特別区域計画 岐阜県大垣市 ほほえみスタディサポート特区」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kouhyou/030908/027.pdf>
- ・首相官邸（2003）「構造改革特別区域計画 岐阜県多治見市 キキョウ学習特区」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/sankou/030526/040.pdf>
- ・著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（2020）「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/uniyoshishin2020.pdf>
- ・文化庁「著作物等の保護期間の延長に関するQ&A」https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/1411890.html
- ・文化デジタルライブラリー「雅楽」<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc22/index.html>
- ・文化デジタルライブラリー「楽器図鑑 箏（こと）」https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc6/edc_new/html/101_koto.html

- ・文化デジタルライブラリー『「琉球音階」を体験する』<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc8/nattoku/nippon/kihon/ryukyu.html>
- ・文部科学省（2016）「別添4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380961.htm
- ・文部科学省（2016）「別添5 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380963.htm
- ・文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別記1 別記2 別紙」https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf
- ・文部科学省（2020）「子供の学び応援サイト 教師向け詳細版（中学校 音楽）（令和2年5月7日版）」https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kyoiku02-000005345_14.pdf